



佐賀労働局発表
平成 26 年 5 月 30 日

【照会先】
佐賀労働局雇用均等室
室長 大庭 直美
室長補佐 藤崎 貞美
(電話) 0952-32-7218

女性活躍推進のための企業の取組状況

女性活躍推進のため、積極的に企業に働きかけていきます！

佐賀労働局（局長 田窪文明）は、6 月が男女雇用機会均等月間であることを踏まえ、企業における女性活躍推進状況及び平成 25 年度男女雇用機会均等法に関する相談・指導状況を取りまとめました。

○女性活躍のための企業の積極的取組（ポジティブ・アクション）の状況（P 1～2）

ポジティブ・アクションに関するアンケート回答企業 80 社のうち、

- ・直近 3 年間で、女性の役職者が増加した企業は 29 社（36.3%）
- ・女性活躍のための会社の方針が明確になっている企業は 16 社（20.0%）、検討中の企業は 21 社（26.3%）

○平成 25 年度男女雇用機会均等法に関する相談・指導の状況（P 3～4）

- ・平成 25 年度の相談件数は 140 件で、前年度 199 件より減少
労働者から寄せられた相談 71 件のうち、妊娠等を理由とした不利益取り扱いや母性健康管理（妊娠中の健康管理）に関する事など妊娠・出産に伴う相談件数はあわせて 30 件。労働者の相談の 4 割を占める。
- ・男女雇用機会均等法に基づき雇用管理の実態把握を行った事業所は 142 社（前年度 100 社）。このうち、113 社に対し、340 件の指導を実施（前年度 194 件）
指導内容は、セクシュアルハラスメント防止対策についての指導件数が最も多く 50.0%、次いで母性健康管理の規定整備が 49.7%を占める。



ポジティブ・アクション
普及促進のための
シンボルマーク「きらら」

○改正男女雇用機会均等法施行規則等説明会・個別相談会の開催

第 29 回男女雇用機会均等月間の取組（参考資料 1）の一つとして、均等法及び改正省令・指針等の周知を図るため、6 月 10 日及び 17 日に説明会・個別相談会（参考資料 2）を開催します。

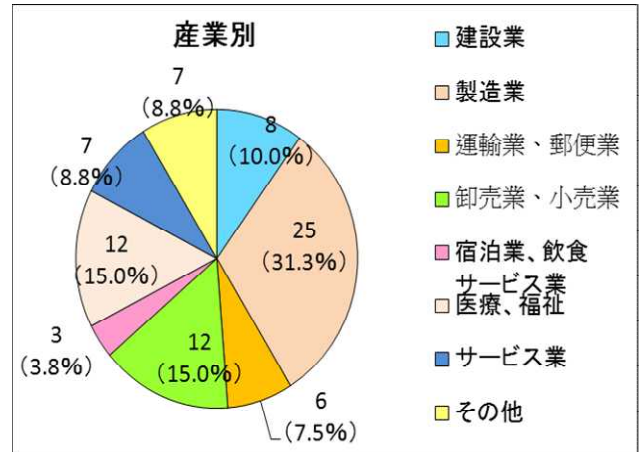
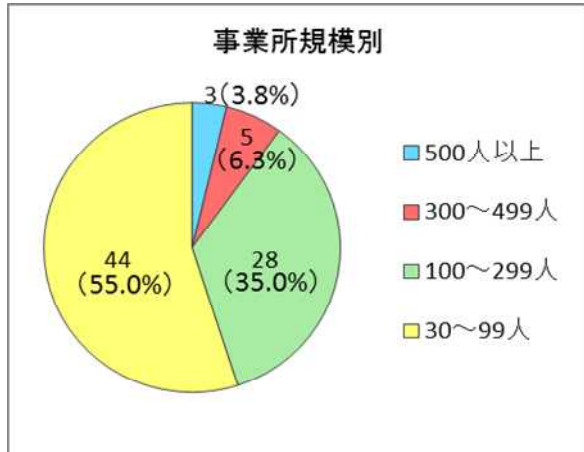
- (参考資料)
- 1 第 29 回男女雇用機会均等月間実施要綱
 - 2 改正男女雇用機会均等法施行規則等説明会・個別相談会
 - 3 ポジティブ・アクション能力アップ助成金

ポジティブ・アクション取組状況のアンケート結果

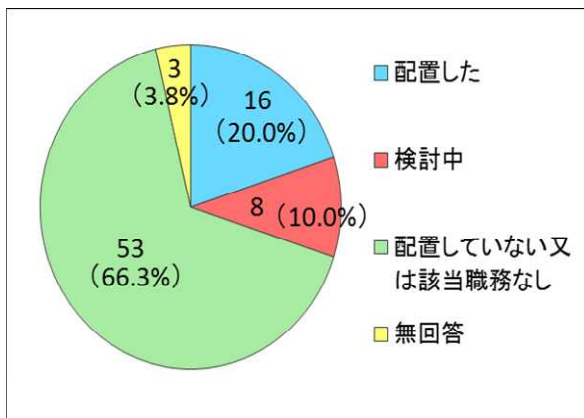
佐賀労働局雇用均等室

佐賀労働局では、平成 26 年 1 月に従業員 30 人以上の事業所 700 社（県内本社）を対象として、アンケートを実施し、そのうち 80 社から回答が得られ、その結果を取りまとめた。

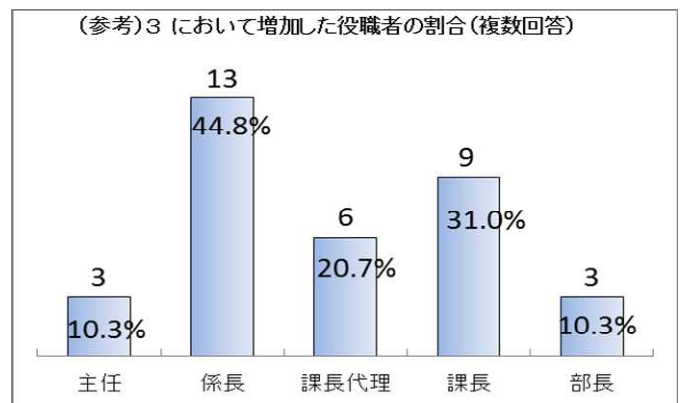
1. 回答事業所の概要



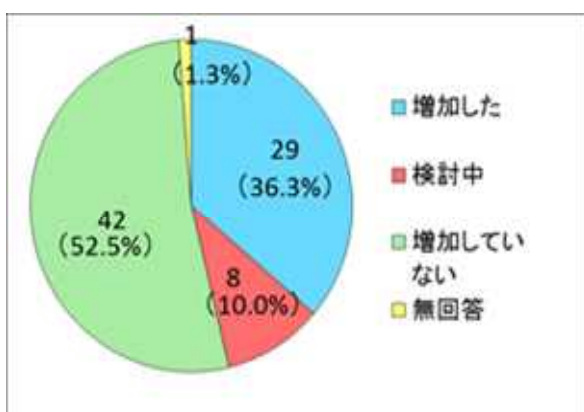
2. 女性の職域拡大に向けた取組状況



直近 3 年間で女性がいなかった職種、職務に新たに女性を配置したと回答した事業所割合は 20.0%、検討中としたところが 10.0%であった。
新たに配置した職種として、営業職、ドライバー、設計などがあげられた。



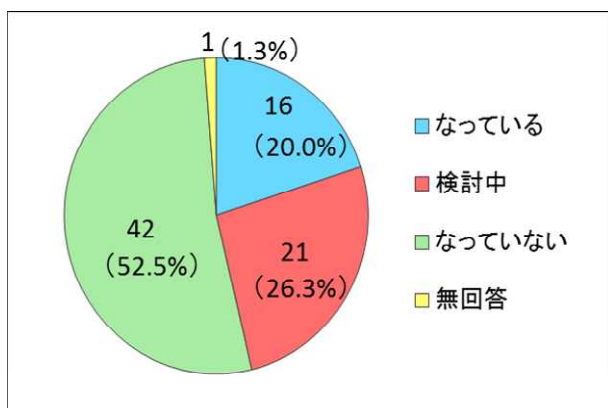
3. 女性の役職者の増加状況



直近 3 年間で女性の役職者が増加したと回答した事業所割合は 36.3%、検討中としたところが 10.0%であった。

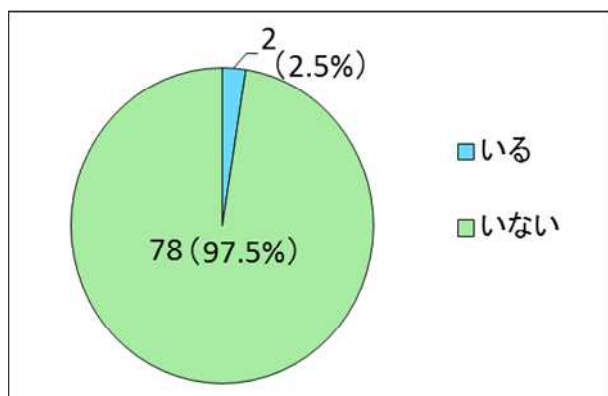
増加したと回答した企業において、新たに登用した役職名としては、係長が最も多く 44.8%、次いで課長 31.0%となっている。また、部長として登用した事業所は 10.3%であった。

4. 女性活躍推進についての会社の方針の明確化



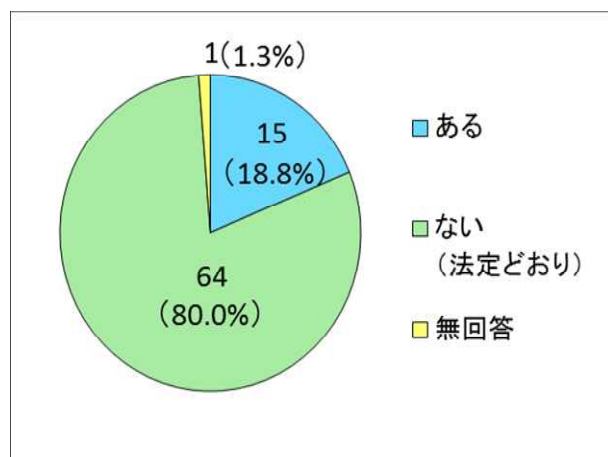
女性の職域拡大や役職登用への取組について会社の方針が明確になっていると回答した事業所割合は20.0%、検討中の事業所は26.3%であった。

5. 男性の育児休業取得の有無



直近3年間において、育児休業を取得した男性社員がいると回答した事業所割合はわずか2.5%であった。

6. 法を上回る両立支援制度の有無



育児・介護休業制度や短時間勤務など、仕事と家庭の両立支援制度について法を上回る制度があると回答した事業所割合は18.8%であった。

制度の内容としては、子が小学校就学前までの短時間勤務制度(法律では3歳に達するまで)など法を上回る短時間勤務制度を導入していると回答した企業が最も多く53.3%であった。

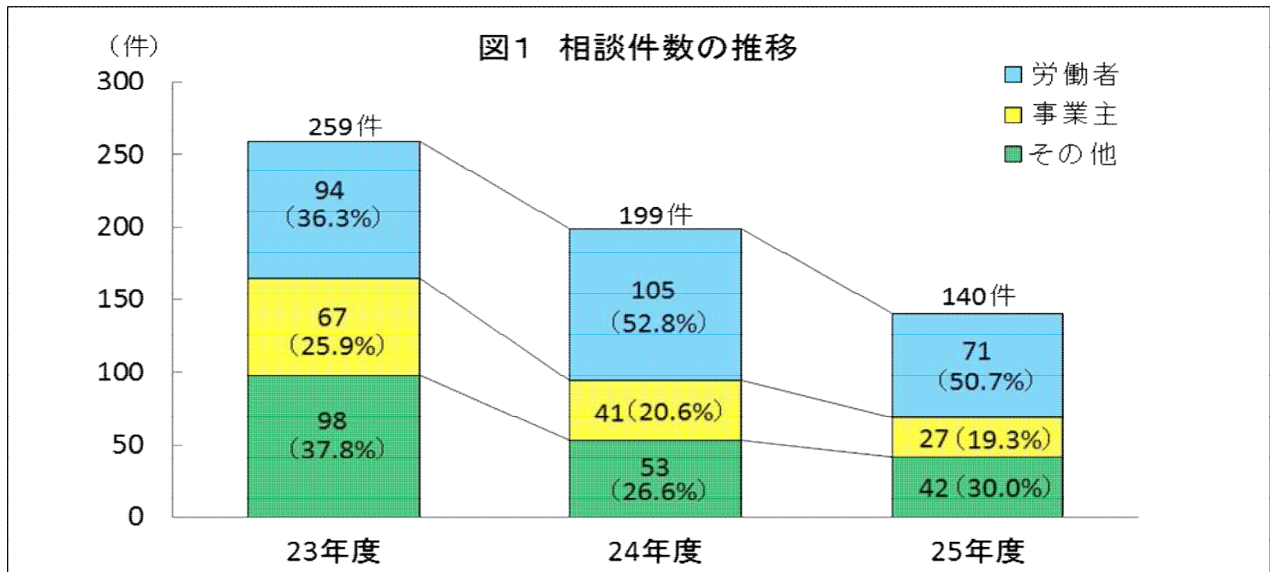
平成 25 年度 男女雇用機会均等法に関する相談・指導等の状況

佐賀労働局雇用均等室

1. 相談状況

(1) 相談件数の推移

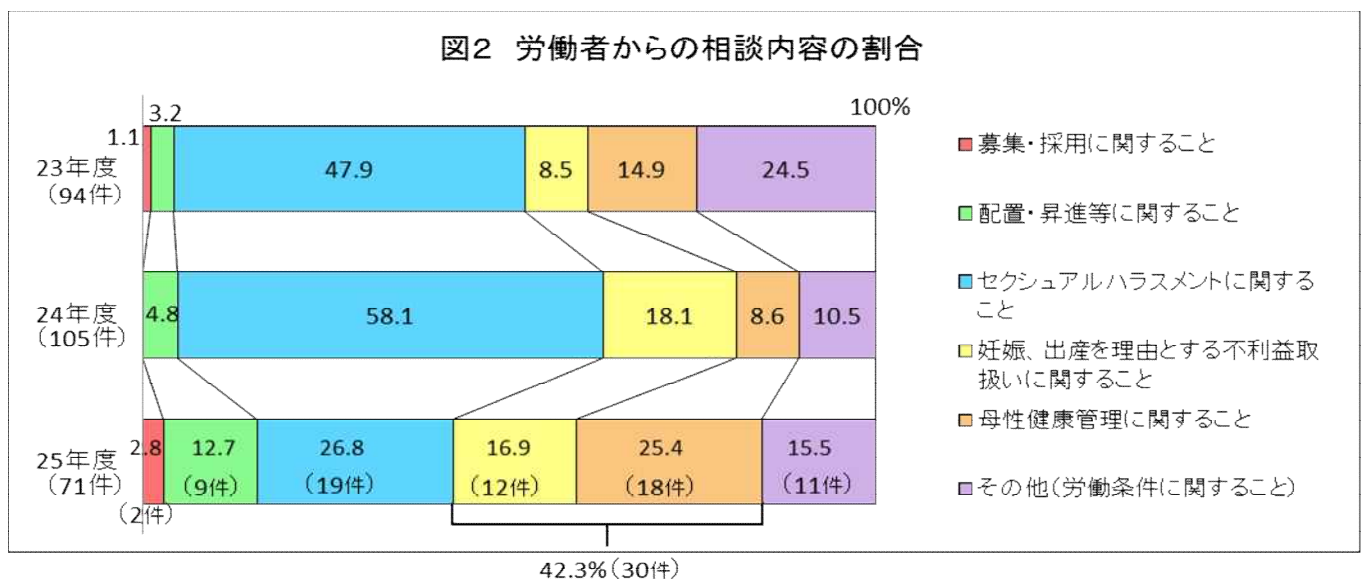
- ◆相談件数は 140 件で、前年度より 29.6% (59 件) 減少。
- ◆労働者からの相談は 71 件と前年度より減少したが、相談に占める割合は 5 割を超え 50.7%。



(2) 労働者からの相談内容の割合

- ◆労働者から寄せられた相談 71 件のうち、妊娠等を理由とした不利益取り扱い及び母性健康管理（妊娠中の健康管理）など妊娠・出産に伴う相談件数があわせて 30 件と最も多く、労働者の相談の 4 割を占める。

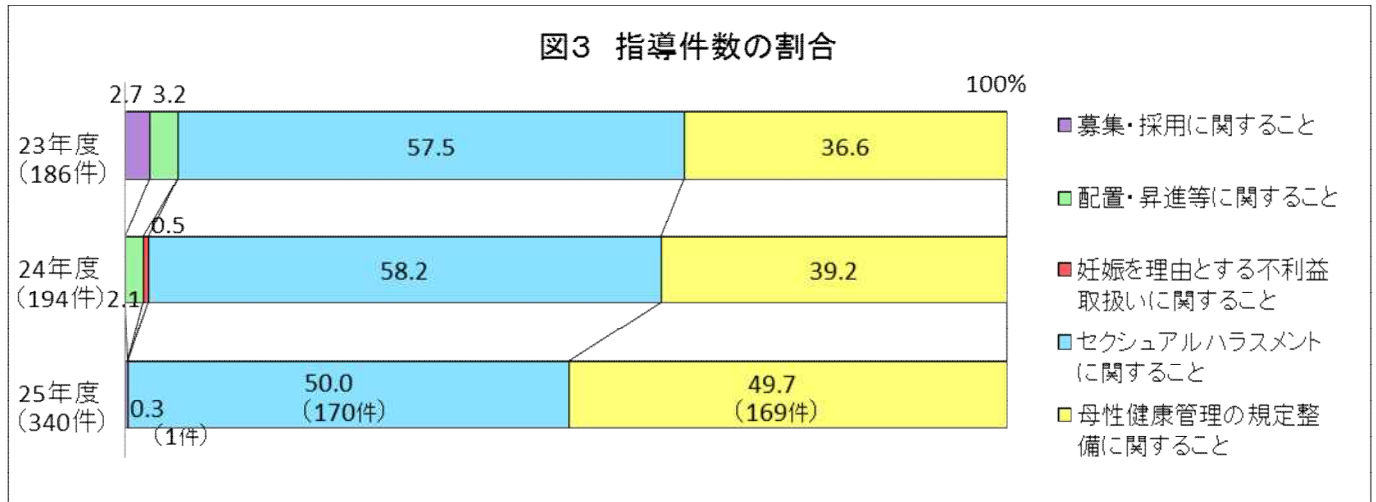
(参考: 全国 セクシュアルハラスメント 55.9%、妊娠等を理由とする不利益取扱い 18.9%、母性健康管理 11.6%)



2. 指導状況

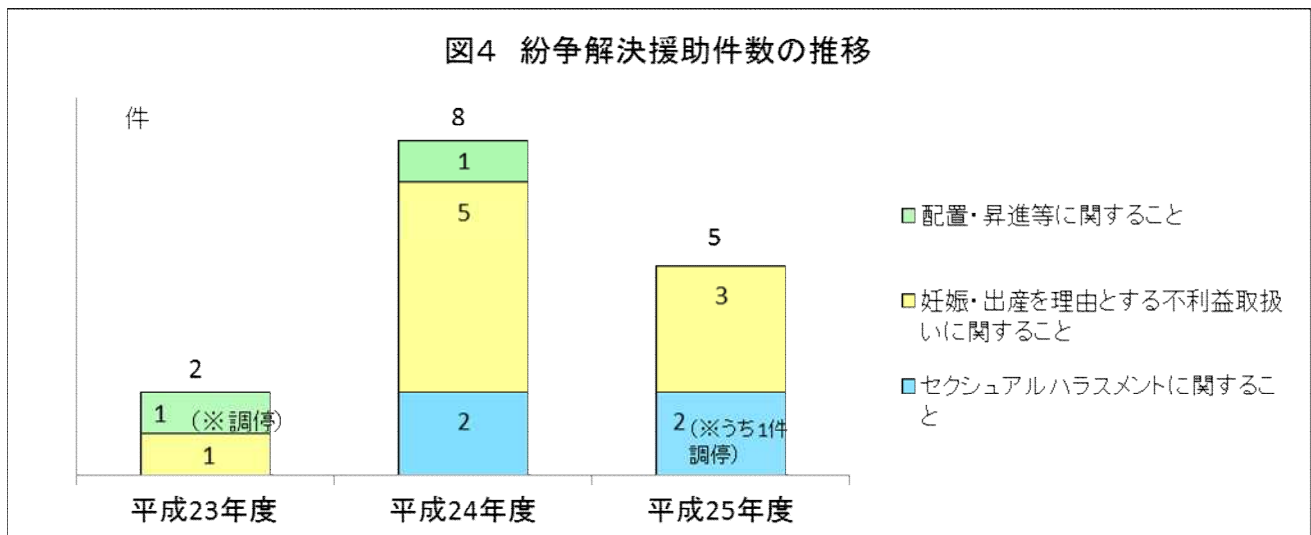
◆男女雇用機会均等法に基づき雇用管理の実態把握を行った事業所は 142 社（前年度 100 社）。このうち、113 社（79.6%）に対し、340 件の指導を実施（前年度 72 社に対し、194 件の指導）
 セクシュアルハラスメント防止対策についての指導件数が最も多く 170 件（50.0%）、次いで母性健康管理に関する規定整備についての指導件数が 169 件（49.7%）

（参考：全国の指導内容の割合 セクシュアルハラスメント対策 59.6%、母性健康管理制度 37.3%）



3. 紛争解決援助の状況

- ◆個別紛争解決援助件数は 5 件と前年度より減少。
- ◆セクシュアルハラスメントに関する援助件数 2 件のうち調停申請が 1 件。



※個別紛争解決援助とは

男女雇用機会均等法に基づく労働者と事業主との紛争解決援助制度として、「労働局長による援助」と労働局に設置されている紛争調整委員会による「調停」があります。

第29回男女雇用機会均等月間実施要綱

1 趣旨

男女雇用機会均等法（以下「均等法」という。）が施行されて以降、法制度上は男女の均等な機会及び待遇の確保は大きく進展し、企業の雇用管理は改善されつつあるが、依然として、男性と比べて女性の勤続年数は短く、管理職比率も低い水準にとどまっており、実質的な機会均等が確保された状況とはなっていない。

実質的な男女均等取扱いを実現するためには、性別によらない雇用管理を行うことはもとより、ポジティブ・アクション（男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組）の一層の推進により、働き続けることを希望する者が就業意欲を失うことなく自らのキャリアを築き、その能力を発揮できる環境整備等を進めること及び女性の活躍が社会にとってきわめて重要であることについて社会一般に定着させることが重要である。

特に、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いについての相談は引き続き高い水準で推移していることから、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止の徹底を図る必要がある。

また、均等法の省令・指針が改正され、平成26年7月1日より施行されることからその内容を十分に周知するとともに、相談窓口が都道府県労働局雇用均等室（以下「雇用均等室」という。）であることを、社会一般に定着させる必要がある。

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としている。本年度においては、次の目標を掲げ、月間を実施する。

2 目標

- (1) 均等法及び改正省令・指針の一層の周知徹底及び履行確保
- (2) ポジティブ・アクションの取組の促進
- (3) 女性の活躍が社会にとってきわめて重要であることについての定着

3 テーマ

踏み出そう ポジティブ・アクション！
～男女ともに力を発揮する企業が未来を担う～

4 期間

平成26年6月1日から30日までの1か月

5 主唱

厚生労働省

6 協力を依頼する機関、団体

関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働団体、その他

7 実施事項

(1) 周知・広報活動の実施

月間の趣旨や均等法の施行状況の記者発表を行うとともに、月間周知用ポスターの作成・配布を行うほか、各種媒体を通じ、7月に施行される改正省令・指針の周知及び妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の相談窓口が雇用均等室であることも含め広報活動を実施する。

(2) 協力依頼の実施

関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働団体等に対し、月間実施に係る協力を依頼する。また、使用者団体に対しては、傘下団体・会員企業等に対する男女均等取扱いのための各種取組を促すよう要請する。

(3) 均等法に基づく指導の集中的実施

雇用均等室において、男女均等取扱いの実現及び妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止の徹底のための事業主に対する指導を集中的に実施する。

(4) 事業主に対するポジティブ・アクションの取組促進

厚生労働省及び都道府県労働局において、直接企業や団体を訪問することにより、企業がポジティブ・アクションの具体的な取組を行うことができるよう必要な助言及び情報提供を積極的に行うとともに、その取組状況についてポジティブ・アクション情報ポータルサイトの活用による情報開示の促進を図る。

男女雇用機会均等法施行規則等の改正及び 両立支援等助成金説明会・個別相談会

佐賀労働局雇用均等室

男女雇用機会均等法に係る省令（施行規則）等が改正をされ、7月1日から施行されます。

【改正の主な内容】

○間接差別の対象範囲が拡大され、労働者の募集・採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず、転居を伴う転勤要件を設けることは「間接差別」として禁止されます。

○セクシュアルハラスメント対策指針が、より詳細な内容となります。

御社の雇用管理が改正施行規則に沿った内容であるか、これを機にぜひご確認ください。

また、両立支援等助成金制度において、新たな助成金も設けられましたので、ぜひ説明会・個別相談会にご参加ください。

📅 日時 平成26年6月10日（火）
6月17日（火）
13時30分～14時45分 ※終了後、個別相談会

📍 会場 佐賀第2合同庁舎5F 大会議室2
（佐賀市駅前中央3丁目3番20号）
※駐車場には限りがありますので、予めご了承ください。

内 容

- 男女雇用機会均等法の施行規則等の改正について
- 両立支援等助成金制度等について
※ ポジティブ・アクション能力アップ助成金の新設されました。
- 子育てサポート企業の認定制度について
※ 次世代育成支援対策推進法が10年間延長されました。

お問い合わせ・お申込みは裏面をご覧ください。

説明会・個別相談会申込票

佐賀労働局雇用均等室

参加を希望される日時に○印をご記入下さい。個別相談会を希望される場合は、相談を予定されている項目にも○印をご記入下さい。説明会のみ、個別相談会のみのご参加も可能です。

※ 希望が同一の時間帯に集中した場合は、受付順とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。変更の場合は、折り返し相談日時をご連絡いたします。

相談項目		(複数選択可)	
		1. 均等法施行規則の改正の内容について 2. セクシュアルハラスメント対策 3. 育児・介護休業規定の整備について 4. 両立支援等助成金制度について 5. 一般事業主行動計画に関すること 6. くるみんマーク認定について 7. パートタイム労働法に関すること 8. パートタイム労働者の職務分析、職務評価について	
日時		6月10日(火)	6月17日(火)
説明会 13:30~14:45			
相談会	14:45~15:15		
	15:15~15:45		
	15:45~16:15		
	16:15~16:45		

※相談時間は1企業30分としています。

※相談会のみ参加の方は、15:15分以降にお願いいたします。

事業所名 _____

住所 _____ (Tel _____)

担当者職氏名 _____

申し込み先 雇用均等室 (FAX 0952-32-7224)

女性の活躍推進に取り組む事業主の皆さまを応援します！！

ポジティブ・アクション能力アップ助成金

女性の活躍推進についての数値目標を設定し、一定の研修プログラムの実施により、目標を達成した事業主の方へ助成金を支給する制度が平成26年度より新たに設けられました。



ポジティブ・アクション
シンボルマーク「きらら」

以下に当てはまる事業主に支給

- ① ポジティブ・アクションとして「女性の職域拡大」、「女性の管理職登用等」に向けた取組として、いずれかの数値目標^(※)を設定
(※)この数値目標は、女性の割合が4割を下回る雇用管理区分ごとに、それぞれの職務、管理職登用において、増加させようとする女性労働者数をいいます。
- ② ①の数値目標を「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」内の「ポジティブ・アクション応援サイト」または「女性の活躍推進宣言コーナー」に掲載（裏面参照）
- ③ 「女性の職域拡大」または「女性の管理職登用等」に必要とされる能力を付与するための一定の研修計画（ポジティブ・アクション研修）を策定
- ④ 上記②③の後、プログラムに沿って研修を30時間以上実施し、目標を達成など

支給額 (1企業1回限り)	15万円（中小企業30万円）	
申請期間	1月1日から6月末日までに目標を達成した場合	同年7月1日から8月末日まで
	7月1日から12月末日までに目標を達成した場合	翌年1月1日から2月末日まで

※対象となる労働者および研修内容などの詳細は

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ryouritsu01/dl/02_ryoritu_shien.pdf

お問い合わせは 〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎7F
佐賀労働局雇用均等室へ TEL: 0952-32-7218 FAX: 0952-32-7224

女性の活躍を推進されている事業主の皆さまへ



「女性の活躍推進宣言コーナー」や「ポジティブ・アクション応援サイト」に登録してあなたの会社をアピールしましょう!!

 厚生労働省 佐賀労働局雇用均等室 Tel 0952-32-7218

ポジティブ・アクションとは・・・

「営業職に女性はほとんどいない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

ポジティブ・アクションの取組をアピールしていただくことにより、企業のイメージアップを図ることができるとともに、学生にとっての就職情報にもなります。

ポジティブ・アクションに取組み、女性が能力を十分発揮し、活躍する魅力ある企業として次のポータルサイトであなたの会社を広くアピールしてみませんか？

ポジティブ・アクション情報ポータルサイト

企業の取組事例を内容・業種・規模別に検索できたり、女性の活躍状況を診断できるシステムや経営トップが女性の活躍推進方針を宣言するコーナーを設けています。ぜひ登録・掲載してみましょう!!

<http://www.positiveaction.jp/>

女性の活躍推進宣言コーナー

経営トップが自社の女性活躍推進について宣言するコーナーです。

<http://www.positiveaction.jp/declaration/index.html>

※上記アドレスから簡単に登録していただくことができます。



このサイトは、厚生労働省のポジティブ・アクション普及促進に賛同する企業として、経営トップに自社の女性活躍推進について宣言していただくコーナーです。
女性が能力を十分に発揮し、活躍する、魅力ある企業として、あなたの会社を広くアピールしてみませんか？

[▶ 宣言する](#)

[▶ 宣言を見る](#)

ポジティブ・アクション応援サイト

自社のポジティブ・アクションの取組状況を紹介するコーナーです。

<http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>

※上記アドレスから簡単に掲載していただくことができます。



このサイトでは、企業のポジティブ・アクション(女性の活躍推進)の取組を応援するため、全国の様々な企業が実際に取り組んでいる事例を業種や規模別に実名で紹介しています



ご利用ガイド

① 企業検索の方法

② 掲載方法